

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の許可	都 No. 2
---------	---------	---------

根拠法令及び条項	都市計画法第29条第1項及び第2項	
審査基準	関係条項	都市計画法第33条第1項及び第34条 都市計画法施行令第23条の2から第29条まで 都市計画法施行規則第24条から第27条まで 鹿沼市開発許可等審査基準 鹿沼市宅地開発指導要綱
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第4項及び第5項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。 (1) 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあっては、この限りでない。 イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、流通業務地区又は港湾法第39条第1項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第49条第1項若しくは第2項若しくは第49条の2（これらの規定を同法第88条第2項において準用する場合を含む。）又は港湾法第40条第1項の条例による用途の制限を含む。） ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第48条第13項及び第68条の3第7項（同法第48条第13項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限 (裏面1へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日（休日は含まない。） ※開発区域の面積が5ha以上の場合は30日
標準処理期間	設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の許可	都 No. 2
---------	---------	---------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(2) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況 ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質 ハ 予定建築物等の用途 ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置 (3) 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 イ 当該地域における降水量 ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況 (4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 (5) 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。 イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第12条の5第5項第2号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画 ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画 ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画 ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第4項第2号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画 ホ 集落地区計画 集落地区整備計画 (裏面2へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の許可	都 No. 2
---------	---------	---------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(6) 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。 (7) 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第 9 条の規定に適合していること。 (8) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外にあっては、開発区域内に建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。 (9) 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第 2 号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。 (10) 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第 2 号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。 (11) 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。 (12) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外に開発行為にあっては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
------	---------------------	---

(裏面 3へ)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の許可	都 No. 2
---------	---------	---------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(13) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。 (14) 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令（※3）で定める。 3 政令の規定 都市計画法施行令第25条から第28条のとおり。 4 3に定めるもののほか、必要な技術的細目は国土交通省令（※5）で定める。 5 国土交通省令の規定 都市計画法施行規則第24条から第27条のとおり。 6 1の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。（都市計画法第34条） (1) 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 (2) 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (3) 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (4) 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (裏面 4 へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の許可	都 No. 2
---------	---------	---------

(裏面 4)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 7 2 号）第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第 2 号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従って行う開発行為 (6) 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (7) 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (8) 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (9) 号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (10) 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね 50 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあっては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの (12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの (裏面 5 へ)
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の許可	都 No. 2
---------	---------	---------

(裏面5)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(13) 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して6月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従って、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。） (14) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為 7 鹿沼市開発許可等審査基準（別紙のとおり） 8 鹿沼市宅地開発指導要綱（別紙のとおり）
------	---------------------	--

○鹿沼市開発許可等審査基準

平成22年3月8日

告示第36号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 一般基準(第6条—第8条)
- 第3章 立地基準(第9条—第14条)
- 第4章 技術基準(第15条—第37条)
- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可等については、関係法令等に定めるところによるほか、この告示によるものとする。

(関係法令の略称)

第2条 この告示においては、都市計画法を法と、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)を令という。

(指導)

第3条 法第29条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び法第43条第1項ただし書の規定により許可が不要とされる開発行為等であっても、この告示のうち第4章に定める技術基準を遵守するよう指導するものとする。

(開発許可等の申請)

第4条 この告示の適用を受ける開発行為等で、栃木県(以下「県」という。)の土地利用に関する事前指導要綱(昭和50年5月1日付け公告)、鹿沼市土地利用に関する事前協議要綱(平成5年7月30日施行)、鹿沼市宅地開発指導要綱(平成22年鹿沼市告示第37号)及びその他法令等による調整を要する開発行為等のうち、法に基づく開発許可等の申請前に調整を要するものについては、原則として、当該調整終了後に開発許可等の申請をするものとする。

(国等が行う開発行為の協議)

第5条 国の機関又は都道府県等(法第34条の2第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。)が法第34条の2第1項の規定により行う協議(法第35条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)は、法第29条第1項の許可又は法第35条の2第1項の変更許可に係る申請手続の例により行うものとする。

- 2 国の機関又は都道府県等が法第43条第3項の規定により行う協議は、同条第1項の許可に係る申請手続の例により行うものとする。
- 3 前2項の規定により協議をする場合において、市長が支障がないと認めるときは、添付書類の一部を省略させることができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の協議があった場合は、法第29条第1項の開発許可又は法第43条第1項の許可に準じて審査を行うものとする。

第2章 一般基準

(土地利用に関する基準)

第6条 土地利用計画は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 都市活動の機能性並びに都市生活の安全、利便及び快適性の増進を図るとともに、自然環境及び歴史的資産の保全との調和に配慮したものであること。
- (2) 鹿沼市(以下「市」という。)及び県の土地利用に関する計画等に適合するものであるとともに、開発区域の形状がおおむね整形である等合理的な土地利用を図る上で支障がないものであること。
- (3) 開発区域の周辺に、既存の公共施設又は公共施設に関する整備計画等がある場合にあっては、これらに適合するものであること。
- (4) 開発行為により新たに公共施設が設置される場合にあっては、当該施設の適切な維持管理について、当該施設の管理者となるべき者と協議が整っていること。

(宅地分譲を目的とする開発行為)

第7条 主として住宅地の分譲を目的として行う開発行為にあっては、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 1宅地の敷地面積は、原則として、用途地域の定められた土地の区域にあっては165平方メートル、用途地域の定められていない土地の区域にあっては200平方メートル以上であること。
 - (2) 街区を設計する場合においては、原則として、その短辺が幹線道路に接することなく、かつ、長辺の長さは住宅用地にあっては160メートル、商業用地にあっては140メートル以下となるものであること。
- 2 主として分譲を目的として行う開発行為にあっては、分譲後の良好な環境を確保するため、原則として、地区計画を定め、又は建築協定若しくは緑地協定を締結するよう努めるものとする。

(建築物の高さ)

第8条 市街化調整区域における建築物の高さは、原則として10メートル以下とする。

第3章 立地基準

(法第34条第1号の建築物)

第9条 法第34条第1号に規定する建築物は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 対象用途は、別表第1に掲げる用途のいずれかに該当することを原則とし、その位置、敷地、建築物及び道路については、同表に規定するそれぞれの要件を満たすものであること。
- (2) 提出する計画書(別記様式)により、その内容が適正であると認められるものであること。

2 次の各号の要件を満たしている場合は、令第22条第6号又は第35条第3号に該当するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物の用途のうち、日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店に該当する建築物の用途であること。
- (2) 別表第1に規定する位置の要件を満たしていること。
- (3) 当該市街化調整区域に居住している者が自ら当該業務を営むものであること。
- (4) 開発区域の面積が100平方メートル以内(令第35条第3号に係る場合を除く。)で、建築物の延床面積50平方メートル以内(店舗部分の延床面積が50パーセント以上)であること。

(法第34条第9号の建築物)

第10条 令第29条の7第1号に規定する建築物又は第一種特定工作物は、別表第2に掲げるドライブイン若しくはコンビニエンスストア又はガソリンスタンドに係る要件のいずれかを満たすものであるとともに、事業計画書等によりその内容が適正であると認められるものでなければならない。

(法第37条第1号の建築等の承認)

第11条 法第37条第1号に規定する支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 公益的施設を先行的に建設する必要があるときその他完了前に建築物の建築又は特定工作物の建設をしなければならない合理的理由があること。
- (2) 開発行為が許可どおりに行われることが確実であると認められるものであること。
- (3) 開発許可に係る道路及び調整池等の公共施設がおおむね完了していること。
- (4) 当該建築又は建設に係る工事により災害の生ずることのないよう防災措置が講ぜられていること。

(法第41条第2項ただし書の許可)

第12条 法第41条第2項ただし書の許可は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の建築物の建ぺい率等の制限の例外の運用に準じて行うものとする。

(法第42条第1項ただし書の許可)

第13条 法第42条第1項ただし書に規定する開発区域における利便の増進上又は開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合とは、当該申請地が市街化調整区域以外の区域のうち用途地域の定めがない区域であるときは第1号に該当する場合とし、市街化調整区域であるときは第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号に該当する場合とする。

- (1) 法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する技術基準並びに周辺の土地利用の現況を勘案して支障がないと認められるものであること。
- (2) 法第34条第1号から第10号までに規定する建築物又は特定工作物等に該当するものであること。
- (3) 法第34条第14号に該当する場合にあっては、あらかじめ開発審査会の協議を経たものであること。

(法第43条第1項の許可)

第14条 自己の居住の用に供する住宅の建築行為以外の建築行為に係る法第43条第1項の許可は、令第36条に規定する基準を満たすほか、法第33条第1項第2号に規定する基準を勘案して支障がないと認められる場合に行うものとする。

第4章 技術基準

(道路の幅員)

第15条 この告示において「道路の幅員」とは、車道、歩道、側溝、植樹帯等によって構成される道路の区域のうち、道路一端の路肩、側溝等であって車両等の通行の可能な部分から他端の同部分までをいうものとする。

(開発区域が接する道路の幅員)

第16条 令第25条第2号ただし書の規定による道路の幅員は、開発区域の規模に応じ次の表のとおりとする。

開発区域の規模	道路の幅員		
	都市計画区域内	都市計画区域外	
		住宅地	その他
0.5ha未満	4.0m以上	／	／
0.5ha以上1.0ha未満	5.0m以上		
1.0ha以上5.0ha未満	6.0m以上	5.5m以上。ただし、道路	6.0m以上。ただし、宿泊

		の交通の状況等により支障がないと認められる場合に限り、市又は県等の道路計画による幅員又は計画交通量に基づく道路構造令(昭和45年政令第320号)による幅員とすることができる。	施設等の建築を目的とした開発行為にあつては、道路の交通の状況等により支障がないと認められる場合に限り、市又は県等の道路計画による幅員又は計画交通量に基づく道路構造令による幅員とすることができる。
5.0ha以上	9.0m以上。ただし、大型車の交通が少ないこと、歩道が設置されていること その他歩行者の安全が確保される場合に限り、6.5m以上とすることができる。	6.5m以上	9.0m以上。ただし、大型車の交通が少ないこと、歩道が設置されていること その他歩行者の安全が確保される場合に限り、6.5m以上とすることができる。

2 令第25条第4号に規定する車両の通行に支障がない道路とは、開発区域の規模及び開発行為の主たる目的に応じ次の表のとおりとする。

開発区域の規模	道路の幅員			
	都市計画区域内		都市計画区域外	
	住宅地	その他	住宅地	その他
0.5ha未満	4.0m以上	4.0m以上	／	／
0.5ha以上1.0ha未満		5.0m以上		
1.0ha以上5.0ha未満	5.5m以上	6.0m以上	5.5m以上。ただし、道路の交通の状況等により支障がないと認められる場合に限り、市又は県等の道路計画による幅員又は計画交通量に基づく道路構造令による幅員とすることができる。	6.0m以上。ただし、宿泊施設等の建築を目的とした開発行為にあつては、道路の交通の状況等により支障がないと認められる場合に限り、市又は県等の道路計画による幅員又は計画交通量に基づく道路構造令による幅員とすることができる。

3 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満のものにあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、当該道路の所定幅員を満たすものとみなす。

- (1) 幅員4.0メートル以上の区間の延長が全延長の9割以上であること。
- (2) 幅員4.0メートルに満たない区間の幅員が3.6メートル以上であり、かつ、当該区間の延長が1箇所当たり35メートル以下であること。
- (3) 幅員4.0メートルに満たない区間が主要な交差点から20メートル以上離れていること。

(取付道路の幅員)

第17条 開発区域内の主要道路に接続する取付道路の幅員は、原則として当該主要道路の幅員以上とする。

(道路の配置計画)

第18条 開発区域内の道路の配置は、開発区域の規模、開発区域の周辺の道路の状況等を勘案して、主要道路、区画道路等により適切に計画するものとする。

(主要道路の幅員)

第19条 開発区域内の主要道路の幅員は、開発区域の規模に応じ、次の表のとおりとする。

開発区域の規模	道路の幅員
1.0ha未満	6.0m以上
1.0ha以上5.0ha未満	6.5m以上
5.0ha以上10.0ha未満	9.0m以上
10.0ha以上	12.0m以上

2 幅員9メートル以上の道路にあつては、原則として2メートル以上の歩道を設置するものとする。

(小幅員区画道路の幅員)

第20条 令第25条第2号に規定する小区間で通行上支障がない場合とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) おおむね延長120メートル以内の主要道路又は区画道路によって囲まれた区域の中の小区間の道路であること。
- (2) 当該道路を経由する通過交通が生じない形状のものであること。
- (3) 原則として、主要道路に直接接続していないこと。

(道路の構造)

第21条 道路の構造に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) 道路の路面は、アスファルトコンクリート舗装等とし、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造であること。
- (2) 道路の横断勾配は、原則として1.5パーセント以上2.0パーセント以下であること。
- (3) 道路の側溝は、次の要件を満たしていること。
 - ア 断面積は、路面及び周辺宅地から排出される雨水を有効に処理できるものであること。
 - イ 構造は、道路土工・排水工指針(平成16年10月日本道路協会策定)及び土木構造物標準設計(平成12年9月1日付け建設省技調発第136号)によること。
 - ウ 道路の側溝を道路の幅員に含める場合にあっては、対象とする輪荷重に耐えられる構造の蓋版を布設し、10メートル以下の間隔で取外しの容易なグレーチングを設けること。
- (4) 街渠の構造は、道路土工・排水工指針及び土木構造物標準設計によること。
- (5) 開発区域内において新設しようとする道路が相互に、又は既存の道路と同一平面において交差する場合において、安全かつ円滑な通行の確保を図るため必要があるときにあっては、当該交差部の隅を等辺に切り取ること。
- (6) 交通の安全を図るため必要がある場合においては、防護柵、照明施設等の交通安全施設を設けること。
- (7) 幅員3メートル以上の歩道には、歩行者の快適性を高め道路景観の向上を図るため、原則として植樹帯を設けること。

(公園、緑地又は広場)

第22条 令第25条第6号ただし書の規定を適用できるのは、予定建築物の用途が住宅であるときは第1号に該当する場合、予定建築物の用途が住宅以外であるときは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 開発区域から250メートル以内におおむね2,500平方メートル以上の公園が設けられている場合であって、河川、鉄道、幹線道路等に妨げられることなく利用できる状態にあること。
- (2) 敷地が一であり、建築物の周囲に防災上有効かつ十分な空地が確保されていること。

(公園の形状等)

第23条 公園は、その規模に応じ、1,000平方メートル以上のものにあつては2面以上道路に接するものとし、1,000平方メートル未満のものにあつては2面以上道路に接するよう努めるものとする。

(公園等としての換算)

第24条 調整池、森林等で次の各号に該当する場合にあっては、それぞれ当該調整池等を公園、緑地又は広場として換算することができるものとする。

- (1) 調整池 構造、安全対策及び管理が適切であるとともに、当該調整池を公園、緑地又は広場として利用することが相互の機能上支障がないものと認められる場合
- (2) 森林等 構造物の設置及び造成(下草刈り等通常の実管理行為と認められるものを除く。)を伴わず、かつ、当該森林等を公園、緑地又は広場として利用することが相互の機能上支障がないものと認められる場合

(給水施設計画)

第25条 開発区域内の給水施設計画は、開発区域の規模、給水人口、予定建築物の用途等を勘案して定めるものとし、当該開発区域を給水区域とする水道事業者等の関係機関とあらかじめ協議を整えたものであるものとする。

2 給水施設は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該開発区域を給水区域とする水道事業者が敷設する予定の給水施設であること。
- (2) 開発行為者が独自に水源を確保して敷設する水道施設であること。
- (3) 当該開発区域を給水区域とする水道事業者から必要量の上水の供給を受けて、開発行為者自らが行う水道事業の水道施設であること。

3 給水区域は、開発区域全体(当該開発行為の実施により周辺地域に影響を及ぼすと認められる場合にあっては、当該周辺地域を含む。)を対象として計画するものとする。

(計画給水量)

第26条 住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為における計画給水量は、計画給水人口と1人当たりの計画給水量とを基礎として定めるものとする。この場合において、計画給水人口及び1人当たりの計画給水量は、それぞれ次の各号に掲げる基準に基づき算定するものとする。

- (1) 計画給水人口は、開発区域内の計画人口を基に算定すること。
- (2) 計画給水量は、需要に応じた適切な量を基に算定すること。

2 工場その他住宅以外の用に供する目的で行う開発行為における計画給水量は、それぞれの用途に応じた計画給水量を基礎として定めるものとする。

(調整池等の設置)

第27条 雨水排水を開発区域外に排出するに当たって、放流先の排水能力及び周辺地域への影響等を勘案して必要と認められる場合にあっては、開発区域内において一時雨水を貯留する調整池等を設置するものとする。

2 調整池等に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) フィルダム及び堀込式 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)(昭和62年日本河川協会策定)によること。
 - (2) コンクリートダム 建設省河川砂防技術基準(案)(平成9年日本河川協会策定)によること。
 - (3) 浸透施設等 揚排水ポンプ設備技術基準(案)解説(昭和56年日本建設機械化協会策定)、下水道雨水調整池技術基準(案)(昭和59年日本下水道協会策定)、流域貯留施設等技術指針(案)(昭和61年日本河川協会策定)、防災調節池等技術基準(案)(昭和62年日本河川協会策定)、防災調節池の多目的利用指針(案)(昭和62年日本河川協会策定)、雨水浸透施設技術指針(案)(平成7年雨水貯留浸透技術協会策定)、宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説(平成10年日本宅地開発協会策定)及び下水道施設計画・設計指針と解説(平成13年日本下水道協会策定)によること。
- 3 調整池等の容量は、開発区域の規模に応じた確率降雨強度式により算定するものとする。

(浸透施設の設置)

第28条 開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為で、開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難と認められる場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、雨水排水を浸透施設により開発区域内において処理することができるものとする。

- 2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。
- (1) 設置箇所は、土壤汚染地域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその周辺地でないこと。
 - (2) 雨水を浸透させることによって法面、擁壁等の安全性が損なわれないこと。
 - (3) 浸透施設の計画地点において土質調査等を実施し、その結果により設計を行うこと。
 - (4) 土質調査等による地下水位が浸透面から原則として0.5メートル以上下位に位置すること。
 - (5) 浸透施設は、原則として無蓋とすること。
 - (6) 浸透施設の設計に当たっては、適切な安全率を用いること。
 - (7) 浸透施設の容量は、5年確率降雨強度式により算定すること。

(排水施設計画の原則)

第29条 開発区域内の排水施設(排水管渠、マンホール、開渠及びますをいう。)の計画は、開発区域周辺の状況、開発区域の規模、形状、降水量等を勘案して定めるものとし、市が周辺の状況を考慮して排水施設を一体的に整備する必要があると認めた場合にあっては、これに適合するものとする。

- 2 下水の排除方法は、原則として分流式とする。

(排水施設の設計)

第30条 計画雨水量及び計画汚水量の算定並びに排水施設の設計に当たっては、下水道施設計画・設計指針と解説によるものとする。

(終末処理施設の設計)

第31条 終末処理施設における処理方式は、次の各号に掲げる事項を考慮して定めるものとする。

- (1) 流入下水の水量及び水質
 - (2) 放流水域の水質の許容限度
 - (3) 放流水域の現在及び将来の利用状況
 - (4) 処理水の利用計画
 - (5) 処理場の立地条件、建設費、維持管理費及び操作の難易
 - (6) 法令等に基づく規制
- 2 終末処理施設は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する放流水の水質の技術上の基準に準拠した処理施設であることを原則とする。ただし、処理施設の規模その他の事情によりやむを得ないと認められる場合にあっては、この限りでない。
- 3 終末処理施設の設計基準は、下水道施設計画・設計指針と解説によるものとする。
- 4 終末処理施設からの放流水は、下水道法施行令、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和47年栃木県条例第6号)に定める水質の基準を満たすものでなければならない。

(擁壁の設置)

第32条 開発行為によってがけが生じる場合にあっては、開発区域及びその周辺地域住民の安全を確保するために宅地防災マニュアル(平成10年2月3日付け建設省経民発第1号)に基づき擁壁を設けるものとする。

(緩衝帯の配置)

第33条 令第28条の3ただし書の規定は、次の各号に掲げる場合に適用するものとする。

- (1) 幅員の減少 公園、緑地、河川、池、沼、植樹のされた大規模な街路又は法面(上りの法面に限る。)に隣接する場合
- (2) 配置の免除 用途が類似の敷地に隣接し、かつ、相互に騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認められる場合

(緩衝帯としての換算)

第34条 開発区域内の周辺部に残置森林、造成森林等がある場合にあっては、当該森林等を緩衝帯の幅員として換算することができるものとする。

(緩衝帯の技術的細目)

第35条 緩衝帯に関する技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) 緩衝帯には、原則として中高木の常緑樹を植栽すること。
- (2) 植栽は、緩衝の機能を果たすのに適切な間隔及び配置であること。
- (3) 緩衝帯は、境界に縁石を設置し、又は境界杭を打設する等によりその区域を明確にすること。

(開発区域が都市計画区域外にある場合の取扱い)

第36条 開発区域が都市計画区域外にある場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上市長が支障がないと認めるときは、市長が別に定めるところにより、この章に規定する基準の一部を適用しないことができる。

(委任)

第37条 この章に定めるもののほか、技術基準に関する事項は、県の例による。

制定文 抄

平成22年4月1日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に栃木県知事に対し申請がされているものについては、栃木県の例による。

別表第1(第9条関係)

用途		建築基準 法別表第 2(ろ)項 第2号に 掲げる建 築物の用 途	あ ん 摩 マッサー ジ 指 圧 師、はり 師、きゅ う師及び 柔道整復 師の施術 所	ガソリン スタンド	自動車修 理 工 場 (ただし、 主として 自動車の 販売展示 を行うも の を 除 く。)	農林漁業 団体事務 所及び農 林漁家生 活改善施 設	公共公益施設		
							小学校、 中学校及 び幼稚園	社会福祉 施設等	診療所及 び助産所
位置	集落要件	当該市街化調整区域で、50戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。				／	次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 50戸以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている集落内の土地であること。		

				(2) 開発区域を含んだ3ha内に、主たる建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が20戸以上存していること。 (3) 開発区域の全部が、市街化区域と市街化調整区域の境界線から、1km以内の区域内にあること。
敷地	規模	500m2以下。ただし、駐車場の確保等特に必要と認められる場合は、1,000m2を上限とする。	1,000m2以下	
	形状	前面道路に開発区域の6分の1以上、又は10m以上接していること。		
建築物	延床面積	200m2以下		
道路	形状	袋路状の道路は除く。		

注

- 1 「連たん」とは、建築物の敷地間隔が50メートル以内(1か所に限り60メートル以内でも可。)にあることをもって判断する。
- 2 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物については、その用途のみを対象とするものであり、同号に規定する建築物の床面積、作業場の床面積及び原動機の出力は適用しないものとする。
- 3 農林漁業団体事務所については、小規模な支所、出張所等に限る。
- 4 「小学校、中学校及び幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校及び幼稚園をいう。
- 5 「社会福祉施設等」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)による更生保護事業の用に供する施設をいう。
- 6 「診療所及び助産所」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設をいう。
- 7 対象建築物には、住宅(診療所及び助産所を除く。)を併設できないものとする。

別表第2(第10条関係)

項目	休憩所		ガソリンスタンド
	ドライブイン	コンビニエンスストア	
		ア	

定義		自動車運転者及び同乗者に飲食物(主としてアルコール飲料を提供する施設を除く。)を提供し、休憩させるための飲食店	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する小規模な店舗(延べ床面積200m ² 以下)で、原則として年中無休で24時間営業を行うもの	車両に揮発油、軽油又は液化ガス等の燃料を給油補填等するための施設
位置	道路	開発区域は、車道幅員が6m以上の国道、県道又は市町村道と接していること(この場合の車道とは、車道、副道及び停車帯(乗合自動車停車帯を除く。))により構成される道路の部分をいう。以下同じ。)		
	集落要件	—	当該市街化調整区域で、50戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。	—
敷地	規模	1,000m ² 以上5,000m ² 以下		500m ² 以上2,500m ² (開発区域が車道幅員9m以上の国道、県道又は市町村道と接している場合には、5,000m ²)以下
	形状	前面道路に12m以上接していること。		
土地利用	建築物	1 当該施設の管理の用に供する部分の面積は、施設の維持管理上必要最小限の規模とすること。 2 次に掲げる目的のスペースを含まないこと。 (1) 住宅 (2) 宿泊施設 (3) 遊戯・娯楽施設 (4) 物品販売施設(コンビニエンスストアを除く。)		
		客席は主として明るく開放的なものとし、20席以上を確保していること。	運転者等が常時利用することができる便所を設置すること。	自動車修理場を併設する場合は、簡易な保守点検や整備を行うための小規模な建築物であること。

	駐車場	開発区域内に、客席2につき1台以上の駐車スペースを確保すること。	1 運転者等が駐車して休憩でき、かつ、大型車が駐車できる十分なスペースを確保すること。 2 騒音等周辺の環境等に十分配慮された設計であること。	—
	その他	開発区域内外の交通安全に十分に配慮した土地利用であること。		

注 「連たん」とは、建築物の敷地間隔が50メートル以内(1か所に限り60メートル以内でも可。)にあることをもって判断する。

別記様式(第9条関係)

法第34条第1号該当の建築物に関する計画書									
申請人	住所			予定建築物 (用途)			事業計画	(3) 営業(事業)計画	
	氏名							ア 取引先 ※ 仕入先の商品納入証明書等を添付すること。	
位置	集落状況		※位置図に連たん状況等を記入すること。						
	周辺道路			道路幅員	m				
敷地	所在				地目				イ 営業(事業)区域及び対象顧客層等
	面積	(登記簿) m2、(実測) m2							
	前面道路に接する幅員 m(敷地の周長 m) ※敷地の周長は、幅員10m未満の場合のみ記入すること。								
建築物	構造								ウ 営業(事業)収支計画(年間予想売上高、営業利益等)
	延べ床面積		m2、(うち作業場の延べ床面積 m2)						
土地・建築物の所	土地	自己所有・借地(契約期間 年 月～ 年 月まで(年 月)) 所有者の住所 氏名							エ 従業者数 人 (うち常勤者

有 状 況 (非 自 己 用 の み)		※契約書等の写しを 添付すること。			人、パート 人) ※法人の場合は、登記 事項証明書又は定款 等の写しを添付する こと。		
				資格	営業 (事 業)上 必要 とす る資 格名	有資 格者 名	申請 人との 関係
	建築物	自己所有・借家(契約期間 年 月～ 年 月まで(年 月)) 所有者の住所 氏名 ※契約書等の写しを 添付すること。					
事業 計画	(1) 付近の状況説明及び当該市街化調整区域に店舗等を必要とする 理由				その 他		
	(2) 造成及び店舗等の建築・開店に伴う資金計画						
	土地造成費	千円	自 己 資 金		上記のとおり相違ありませ ん。 年 月 日 申請人氏名 印		
建築費	千円	千円					
(内訳)		借 入 金					
		千円					
		(内訳)					
その他	千円	そ の 他					
計	千円	千円					
		千円					
		※預金残高証明書、融資証明書 等を添付すること。					

○鹿沼市宅地開発指導要綱

平成22年3月8日

告示第37号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 公共施設の設置(第5条—第9条)
- 第3章 公益的施設の設置(第10条—第13条)
- 第4章 公共施設及び公益的施設の帰属及び管理(第14条—第17条)
- 第5章 雑則(第18条—第20条)
- 第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、無秩序な宅地開発を防止するとともに、公共施設及び公益的施設の整備を促進し、計画的かつ良好な環境の市街地の形成を図るため、本市の区域において宅地開発等を行う者(以下「事業者」という。)に対する適正な指導の基準を定め、もって住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この告示は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為で、線引き都市計画区域内にあっては開発面積が1,000平方メートル以上のもの、非線引き都市計画区域内にあっては開発面積が3,000平方メートル以上のもの、都市計画区域外にあっては開発面積が10,000平方メートル以上のもの、その他市長が必要と認めるものに適用する。

(大規模開発の事前協議)

第3条 事業者は、5,000平方メートル以上の土地について開発行為(以下「大規模開発」という。)を行おうとする場合は、開発行為許可申請をする前に、あらかじめ鹿沼市土地利用に関する事前協議要綱(平成5年7月30日施行)により、市長と協議するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、開発行為又は開発行為に関する工事により、開発区域周辺の環境の悪化等の影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

- 2 事業者は、開発行為又は開発行為に関する工事の施行中において、第三者に被害等を与えたときは、責任をもって補償するとともに、必要な措置を講ずるものとする。工事完了後事業者が管理するものにおいて、第三者に被害等を与えたときも、同様とする。

第2章 公共施設の設置

(公共施設の設置)

第5条 事業者は、開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置する公共施設については、関係法令及び鹿沼市開発許可等審査基準(平成22年鹿沼市告示第36号)によるもののほか、各管理者が定める設置基準等に従い、法第32条の規定による協議により、自己の負担において設置するものとする。

(道路、公園及び緑地)

第6条 事業者は、開発区域内に設置する道路、公園及び緑地について、事前に市長と協議するものとし、その設置に当たっては、居住者及び付近住民の安全性及び利便性を考慮して計画するものとする。

(排水施設)

第7条 事業者は、開発区域内に設置する排水施設について、事前に市長と協議するものとする。

2 前項に規定する排水施設の設置等の基準については、次のとおりとする。

- (1) 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水その他の状況を勘案し、適切に排水できるよう施行区域外の排水施設等に、その管理者の許可等を得て接続させること。ただし、雨水等の放流先の排水能力が十分でない場合は、調整池又は浸透施設を設けること。
- (2) 前号の規定による排水施設の設置については、維持管理が容易にできるよう、管理用通路及び施設を設けること。
- (3) 第1号ただし書の規定により浸透施設を設置する場合には、維持管理に支障を来さぬよう適切な位置に設置すること。
- (4) 第1号に規定する施行区域外の排水施設等に接続させる放流先の水路等の整備が必要と認めるときは、管理者の許可等を得て事業者の費用負担において施行すること。
- (5) 公共下水道の予定処理区域内においては、市の下水道計画に整合させること。

(消防水利施設)

第8条 事業者は、開発区域内の消防に必要な水利施設の設置について、事前に消防長と協議するものとし、その設置等の基準は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)によるものとする。

(許可後の再協議)

第9条 事業者は、この告示に基づく公共施設の協議が整った場合において、開発許可後1年以内に工事に着手しないときは、当該協議内容につき公共施設の管理者に再度確認す

るものとする。

第3章 公益的施設の設置

(公益的施設の設置)

第10条 事業者は、開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置する公益的施設について、関係法令及び鹿沼市開発許可等審査基準(平成22年鹿沼市告示第36号)によるもののほか、各管理者が定める設置基準等に従い、その協議については法第32条の規定による協議に準じて行い、自己の負担において設置するものとする。

(水道施設)

第11条 開発行為に伴って必要となる水道施設は、事前に水道事業管理者と協議するものとし、原則として市水道からの給水によるものとする。

2 前項の規定により設置する水道施設の内容、施行方法等は、鹿沼市水道事業給水条例(平成7年鹿沼市条例第24号)によるものとする。

(ごみ集積所)

第12条 事業者は、ごみ集積所の設置について、事前に市長と協議するものとし、必要に応じて適切に計画するものとする。

(その他の公益的施設)

第13条 事業者は、開発行為の規模及び周辺地域の状況等により、施設の適正配置上、市長が必要と認めるときは、保育所、集会施設等の用地を確保するものとする。

2 事業者は、電気、ガス、電話、防犯灯等については、建築物の建築後、日常生活に支障を来さぬよう関係機関と十分協議するものとする。

3 公共施設又は公益的施設の用地内に電柱等を設置する必要がある場合には、法第32条の規定による協議等の際に当該公共施設又は公益的施設の管理者と協議を行うものとする。

第4章 公共施設及び公益的施設の帰属及び管理

(公共施設の用に供される土地の帰属)

第14条 開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置された公共施設の用に供される土地(以下「公共施設用地」という。)は、法第36条第3項の規定による公告の日の翌日において、市に帰属するものとする。ただし、法第32条の規定による協議により別段の定めをしたものについては、この限りでない。

2 前項に規定する公共施設用地は、無償で市に帰属するものとする。

3 第1項の規定による帰属の手続は、事業者において公共施設用地の分筆登記(所有権以外の権利が登記されている場合は、その抹消登記等)、地目変更登記を行った上で、登記承

諾書、登記原因証明情報、印鑑登録証明書その他の所有権移転登記に必要な一切の書類を、公共施設引継書と同時に市に提出し、市長が行うものとする。

(公共施設の管理等)

第15条 開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置された公共施設の管理は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 道路、公園及び緑地は、原則として市が管理する。
- (2) 排水施設は、原則として市が管理する。
- (3) 消防水利施設は、原則として市が管理する。

2 前項の規定により市が管理することとなる公共施設について、法第36条第3項の規定による公告の日から2年以内に事業者の責めに帰すべき事由により破損した場合は、事業者が補修するものとする。

(公共施設の検査)

第16条 事業者は、法第36条第2項に規定する工事完了の検査のうち公共施設については、当該公共施設の管理者となるべき者の検査を受けなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、工事完了前でも当該検査を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の検査の結果、その施行が適正でないと認められる箇所があるときは、自己の責任において処置し、当該公共施設管理者の確認を受けるものとする。
- 3 事業者は、当該工事が開発許可の内容に適合していると認められたときは、遅滞なく、当該公共施設の管理者となるべき者に対し、公共施設引継書を提出するものとする。

(公益的施設の管理及び公益的施設用地の譲渡)

第17条 開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置された公益的施設の管理及び当該公益的施設の用に供される土地の譲渡については、原則として次に定めるところによる。

- (1) 水道施設は、事業者から水道事業管理者が無償で引き継ぎ管理する。
- (2) ごみ集積所は、当該区域の居住者又はその代理者が管理する。
- (3) その他の公益的施設の管理については、その都度協議の上、定める。
- (4) 公益的施設の用に供される土地は、原則として事業者が市に無償で譲渡する。
- (5) 前号の規定による譲渡の手続については、第14条第3項の規定を準用する。

第5章 雑則

(文化財の保護)

第18条 事業者は、開発区域内に遺跡等の埋蔵文化財等があるときは、事前に鹿沼市教育委員会と協議するものとする。

- 2 事業者は、事業施行中に埋蔵文化財を発見したときは、直ちに鹿沼市教育委員会と協議を行い、その指示に従わなければならない。

(公害防止)

第19条 事業者は、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止対策上必要な関係法令等を遵守し、公害の未然防止に努めるものとする。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成22年4月1日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に協議中の宅地開発事業又は協議が整った宅地開発事業については、なお従前の例による。なお、鹿沼市開発指導要綱(平成5年7月30日施行)は、廃止する。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の変更許可	都 No. 3
---------	-----------	---------

根拠法令及び条項		都市計画法第 3 5 条の 2 第 1 項
審査基準	関係条項	都市計画法第 3 5 条の 2 第 4 項において準用する第 3 3 条第 1 項及び第 3 4 条 都市計画法施行令第 2 3 条の 2 から第 2 9 条まで 都市計画法施行規則第 2 4 条から第 2 7 条まで 鹿沼市開発許可等審査基準 鹿沼市宅地開発指導要綱
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。 (1) 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあっては、この限りでない。 イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、流通業務地区又は港湾法第 3 9 条第 1 項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第 4 9 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 9 条の 2（これらの規定を同法第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は港湾法第 4 0 条第 1 項の条例による用途の制限を含む。） ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第 4 8 条第 1 3 項及び第 6 8 条の 3 第 7 項（同法第 4 8 条第 1 3 項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限 (裏面 1 へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 5 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

許認可等の内容	開発行為の変更許可	都 No. 3
---------	-----------	---------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(2) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況 ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質 ハ 予定建築物等の用途 ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置 (3) 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 イ 当該地域における降水量 ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況 (4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 (5) 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。 イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第12条の5第5項第2号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画 ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画 ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画 ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第4項第2号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画 ホ 集落地区計画 集落地区整備計画 (裏面2へ)
------	-----------------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の変更許可	都 No. 3
---------	-----------	---------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(6) 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。 (7) 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第 9 条の規定に適合していること。 (8) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外にあっては、開発区域内に建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。 (9) 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第 2 号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。 (10) 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第 2 号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。 (11) 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。 (12) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外に開発行為にあっては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。 (裏面 3へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の変更許可	都 No. 3
---------	-----------	---------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(13) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。 (14) 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令（※3）で定める。 3 政令の規定 都市計画法施行令第25条から第28条のとおり。 4 3に定めるもののほか、必要な技術的細目は国土交通省令（※5）で定める。 5 国土交通省令の規定 都市計画法施行規則第24条から第27条のとおり。 6 1の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。（都市計画法第34条） (1) 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 (2) 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (3) 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (4) 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為 (裏面 4 へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の変更許可	都 No. 3
---------	-----------	---------

(裏面 4)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 7 2 号）第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第 2 号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従って行う開発行為 (6) 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (7) 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (8) 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (9) 号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (10) 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね 50 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあっては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの (12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの (裏面 5 へ)
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発行為の変更許可	都 No. 3
---------	-----------	---------

(裏面5)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(13) 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して6月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従って、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。） (14) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為 7 鹿沼市開発許可等審査基準（別紙のとおり） 8 鹿沼市宅地開発指導要綱（別紙のとおり）
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	工事完了前における建築制限等の解除の承認	都 No. 4
---------	----------------------	---------

根拠法令及び条項		都市計画法第 3 7 条第 1 号
審査基準	関係条項	鹿沼市開発許可等審査基準第 1 1 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(法第 3 7 条第 1 号の建築等の承認) 第 1 1 条 法第 3 7 条第 1 号に規定する支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。 (1) 公益的施設を先行的に建設する必要があるときその他完了前に建築物の建築又は特定工作物の建設をしなければならない合理的理由があること。 (2) 開発行為が許可どおりに行われることが確実であると認められるものであること。 (3) 開発許可に係る道路及び調整池等の公共施設がおおむね完了していること。 (4) 当該建築又は建設に係る工事により災害の生ずることのないよう防災措置が講ぜられていること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 0 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可	都 No. 6
---------	----------------------	---------

根拠法令及び条項		都市計画法第 4 2 条第 1 項ただし書
審査基準	関係条項	鹿沼市開発許可等審査基準第 1 3 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(法第 4 2 条第 1 項ただし書の許可) 第 1 3 条 法第 4 2 条第 1 項ただし書に規定する開発区域における利便の増進上又は開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合とは、当該申請地が市街化調整区域以外の区域のうち用途地域の定めがない区域であるときは第 1 号に該当する場合とし、市街化調整区域であるときは第 1 号に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に該当する場合とする。 (1) 法第 3 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する技術基準並びに周辺の土地利用の現況を勘案して支障がないと認められるものであること。 (2) 法第 3 4 条第 1 号から第 1 0 号までに規定する建築物又は特定工作物等に該当するものであること。 (3) 法第 3 4 条第 1 4 号に該当する場合にあっては、あらかじめ開発審査会の協議を経たものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 5 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	都 No. 7
---------	---------------------------	---------

根拠法令及び条項		都市計画法第43条第1項
審査基準	関係条項	都市計画法第43条第2項 都市計画法施行令第36条 鹿沼市開発許可等審査基準第14条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第43条第1項の許可をしてはならない。 (1) 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の敷地が次に定める基準(用途の変更の場合にあっては、口を除く。)に適合していること。 イ 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、敷地内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該敷地及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。 (1) 当該地域における降水量 (2) 当該敷地の規模、形状及び地盤の性質 (3) 敷地の周辺の状況及び放流先の状況 (4) 当該建築物又は第一種特定工作物の用途 ロ 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、当該土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられていること。 (2) 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内においては、当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途が当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合していること。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	都 No. 7
---------	---------------------------	---------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(3) 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。 イ 法第 34 条第 1 号から第 10 号までに規定する建築物又は第一種特定工作物 ロ 法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域内において新築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として、都道府県の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。この場合において、当該条例で定める区域には、原則として、第 8 条第 1 項第 2 号口から二までに掲げる土地の区域を含まないものとする。 ニ 法第 34 条第 13 号に規定する者が同号 に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物（第 30 条に規定する期間内に建築し、又は建設するものに限る。） ホ 当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不適当と認められる建築物又は第一種特定工作物で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの 2 第 26 条、第 28 条及び第 29 条の規定は、前項第 1 号に規定する基準の適用について準用する。 3 鹿沼市開発許可等審査基準 (法第 43 条第 1 項の許可) 第 14 条 自己の居住の用に供する住宅の建築行為以外の建築行為に係る法第 43 条第 1 項の許可は、令第 36 条に規定する基準を満たすほか、法第 33 条第 1 項第 2 号に規定する基準を勘案して支障がないと認められる場合に行うものとする。
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容	都市計画事業等の区域内における建築の許可	都 No. 1 0
---------	----------------------	-----------

根拠法令及び条項		都市計画法第 5 3 条
審査基準	関係条項	都市計画法第 5 4 条 都市計画法施行令第 3 7 条の 4
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内にける建築物の建築の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。 (1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。 (2) 当該建築が、第 1 1 条第 3 項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。 (3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。 イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。 ロ 主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 (裏面 1 へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 3 年 4 月 1 日設定 平成 1 8 年 4 月 1 日変更（※県決定分の許可権限移譲による） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 1 3 年 4 月 1 日設定 平成 1 8 年 4 月 1 日変更（※県決定分の許可権限移譲による） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容	都市計画事業等の区域内における建築の許可	都 No. 1 0
---------	----------------------	-----------

(裏面 1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	2 政令の規定 1 の (2) の政令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。 (1) 地下で建築物の建築が行われる場合 (2) 道路である都市施設を整備する立体的な範囲の下に位置する空間において建築物の建築が行われる場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合 (3) 道路（次号に規定するものを除く。）である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物（次のいずれにも該当するものに限る。）の建築が行われる場合であって、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合 ア 次のいずれかに該当するものであること。 (7) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの (イ) 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの (ウ) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの イ その主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）が次のいずれかに該当する建築物に設けられるものであること。 (7) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造であること。 (イ) 建築基準法施行令第 1 0 8 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当すること。 (ウ) 建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料（ウにおいて単に「不燃材料」という。）で造られていること。
		(裏面 2 へ)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容	都市計画事業等の区域内における建築の許可	都 No. 1 0
---------	----------------------	-----------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ウ その構造が、次に定めるところによるものであること。 (7) 建築基準法施行令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。 (イ) 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。 (ウ) 側面には、床面からの高さが 1.5メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが 1.5メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。 (4) 高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において建築物（その構造が、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものにあつては前号ウ(7)から(ウ)まで、その他のものにあつては同号ウ(7)及び(イ)に定めるところによるものに限る。）の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合 3 県による許可基準の緩和 上野原区画整理事業区域においては、区画整理事業が長期未着手であることから昭和 51 年以降、許可基準を「建築基準法を遵守すること」としており、平成 18 年度の市への権限移譲における許可基準も、同様の対応として引継ぎ。
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容	事業計画の決定等の公告から換地処分の公告までの期間における建築行為等の許可	都 No. 1 4
---------	---------------------------------------	-----------

根拠法令及び条項		土地区画整理法第76条第1項
審査基準	関係条項	土地区画整理法第76条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり(土地区画整理法第76条第1項の建築行為の許可に関する審査基準)
	参考事項	土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可に関する 鹿沼市事務取扱要領(平成12年7月25日制定)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

土地区画整理法第 76 条第 1 項の建築行為の許可に関する審査基準

移転見込み	移転工事の時期	構造	許可、不許可の別
なし			許可
あり	2 年以内		不許可
	2 年超	5 4 条適合	許可
		5 4 条不適合	不許可
不明	5 年以内	5 4 条適合	許可
		5 4 条不適合	不許可
	5 年超 (不明を含む)	5 4 条適合	許可
		5 4 条不適合	不許可

(注)

- 移転見込み：建築、物件等の工事、たい積後の移転見込みをいう。移転見込みは、換地設計（案）の作成状況等により総合的に判断する。
- 移転工事の時期：事業の施行により申請物件の移転工事が必要となると施行者が見込む時期。
- 5 4 条：都市計画法 5 4 条
 - 5 4 条適合とは次のものをいう。
 - ①階数が 2 階以下で、かつ地階を有しない。
 - ②主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。（ＲＣ造は該当しないものであること。）
 - 5 4 条不適合とは、5 4 条適合以外のものをいう。

都市建設部 都市政策課

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

栃木県野外広告物条例第5条の禁止地域等以外での広告物等表示の許可に関する審査基準

広告物の種類		区分 基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
広告板	野立 広告板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下
		表示面積	1面につき0.5平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき10平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。	1 前面道路(事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。)につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの			
敷地内	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで9メートル以下	地上から上端まで12メートル以下	

	広 告 板	表示面 積	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき10平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき10平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき20平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき20平方 メートル以内か つ表裏各1面以内
		道路か らの後 退距離	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出す場合は、出 幅にあつては道 路境界から1メー トル以内、地上か ら下端までの高 さにあつては車 道上4.5メートル 以上、歩道上2.5 メートル以上と する。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	前面道路につき1 基	敷地につき2基又 は前面道路につ き1基
		特殊装 置	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの			
	屋 上 広 告 板	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又 は建築物の高さ の3分の1以下で 最高6メートル	3メートル以下又 は建築物の高さ の3分の1以下で 最高6メートル
		表示面 積	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき15平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき60平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき60平方 メートル以内か つ表裏各1面以内
		位置	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。
		基数	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて 表示することは できない。	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて 表示することは できない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示すること はできない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示するとは できない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示すること はできない。
		特殊装 置	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの		

壁面広告物	高さ	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9メートル以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等(都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに産業団地又は工業団地の区域(用途地域を除く。)で知事が指定する区域をいう。以下同じ。)における広告物にあっては高さの制限はない。
	表示面積	広告物にあっては3平方メートル以内。ただし、ワンポイントマーク(1平方メートル以内)を表示する場合にあっては2平方メートル以内とする。	広告物にあっては3平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては1平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)につき10平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては、1平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面につき20平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては、3平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面につき20平方メートル以内。ただし、商工業地域等にあっては有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20平方メートル未満のときは、20平方メートル)以内。ワンポイントマークにあっては、3平方メートル以内
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
	基数	1 広告物にあっては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	1 広告物にあっては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの			

広告塔	野立広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数					前面道路につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		
	敷地内広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで9メートル以下	地上から上端まで12メートル以下
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内
		後退距離	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			

	屋上 広告塔	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき15平方メートル以内かつ合計60平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は5メートル以内かつ最大投影幅は7メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内
		位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
壁面突出 広告物	高さ	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで9メートル以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで12メートル以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上	
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計3平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき5平方メートル以内かつ合計10平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計20平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計20平方メートル以内	
	出幅	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内かつ敷地境界から1メートル以内	
	基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20平方メートル以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。	

置看板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内
	位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。
	基数	敷地につき2基	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基	前面道路につき2基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
のぼり旗(条例第八条第一項第二号の国若しくは地方公共団体又は第四条第二項第二号の公共的団体が公共的的目的をもって表示し、又は設置するものを除く)	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上

のぼり旗(条例第八条第一項第二号の国若しくは地方公共団体又は第四条第二項第二号の公共的団体が公共的 목적をもつて表示し、又は設置するものに限る)		高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
		表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
		位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上
はり紙		表示面積	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
はり札		表示面積	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
立看板		表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
		設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。
広告幕	懸垂幕	長さ	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下
		幅	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下
	横断幕	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上

		設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。
電柱、街灯柱等を利用する広告物	巻付広告	高さ	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下
		表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
	袖看板	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上
		規格	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下
車両に表示される広告物	鉄道車両及び路線バス	位置	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
	大型の車両（鉄道）	規格	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内
		数量	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内

	車両及び路線バスを除く。)	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
	上記以外の車両	規格	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下
		数量	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
アドバルーン	規格	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
アーチ	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	

	設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。
サインポール	高さ	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上
	規格	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下
アーケード 添加広告物	高さ	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上
	規格	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。

備考

- 「自然保全型地域」とは、知事が指定する地域のうち、条例第3条に規定する地域又は場所(以下「禁止地域」という。)、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域及び田園調和型沿線地域を除いた地域をいう。
- 「自然保全型沿線地域」とは、禁止地域及び市街地形成型地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 「田園調和型地域」とは、禁止地域、自然保全型地域、自然保全型沿線地域、田園調和型沿線地域及び市街地形成型地域を除く地域をいう。
- 「田園調和型沿線地域」とは、禁止地域、市街地形成型地域及び自然保全型沿線地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 「市街地形成型地域」とは、禁止地域を除く用途地域及び産業団地又は工業団地の区域(用途地域を除く。)で知事が指定する区域をいう。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容	自己の営業所等の所在を表示するための広告物等の表示の許可	都 No. 29
---------	------------------------------	----------

根拠法令及び条項		栃木県屋外広告物条例第8条第5項
審査基準	関係条項	栃木県屋外広告物条例施行規則第4条第9項
	基準 (未設定の場合はその理由)	許可の基準 1 自己の住所、事業所、営業所又は作業所（以下「自己の営業所等」という。）の所在を表示することが事業遂行上不可欠であると認められるものであること。 2 高さは、地上から上端まで2メートル（複数の者が共架する場合にあっては3メートル）以下であること。 3 規格は、1件につき横1メートル以下、縦0.5メートル以下であること。 4 表示面は、平面であり、かつ、表裏各1面以内であること。 5 位置は、自己の営業所等の所在地から3キロメートル以内であり、かつ、自己の営業所等の所在地へ効果的に案内することができる道路の交差点から5メートル以上500メートル以内の範囲であること。 6 材料は、青銅、木又は擬木であること。 7 色彩は、青銅製にあっては着色しないものであり、木製又は擬木にあってはこげ茶色であって、文字は白色又は黒色とし、発光塗料を使用しないものであること。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内において、色彩の制限のない1の図柄（以下「ワンポイントマーク」という。）を表示することができる。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を1つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容	自己の営業所等の所在を表示するための広告物等の表示の許可	都 No. 2 9
---------	------------------------------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	8 件数は、広告物を掲出する者 1 者につきおおむね 3 件以内であること。 9 複数の者が共架する場合は、縦に 5 件まで共架することができる。 10 特殊装置を使用する場合は、間接照明の方法によるものとし、光源が白色系であり、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）を伴わないものであること。
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容		許可期間の更新	都 No. 3 2
---------	--	---------	-----------

根拠法令及び条項		栃木県屋外広告物条例第 1 3 条第 3 項	
審査基準	関係条項	栃木県屋外広告物条例施行規則第 2 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 2 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 2 2 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

栃木県野外広告物条例第5条の禁止地域等以外での広告物等表示の許可に関する審査基準

広告物の種類		区分 基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
広告板	野立 広告板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下
		表示面積	1面につき0.5平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき10平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。	1 前面道路(事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。)につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの			
敷地内	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで9メートル以下	地上から上端まで12メートル以下	

	広 告 板	表示面 積	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき10平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき10平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき20平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき20平方 メートル以内か つ表裏各1面以内
		道路か らの後 退距離	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出す場合は、出 幅にあつては道 路境界から1メー トル以内、地上か ら下端までの高 さにあつては車 道上4.5メートル 以上、歩道上2.5 メートル以上と する。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	前面道路につき1 基	敷地につき2基又 は前面道路につ き1基
		特殊装 置	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの			
	屋 上 広 告 板	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又 は建築物の高さ の3分の1以下で 最高6メートル	3メートル以下又 は建築物の高さ の3分の1以下で 最高6メートル
		表示面 積	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき15平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき60平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき60平方 メートル以内か つ表裏各1面以内
		位置	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。
		基数	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて 表示することは できない。	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて 表示することは できない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示すること はできない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示するとは できない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示すること はできない。
		特殊装 置	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの		

壁面広告物	高さ	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9メートル以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等(都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに産業団地又は工業団地の区域(用途地域を除く。)で知事が指定する区域をいう。以下同じ。)における広告物にあっては高さの制限はない。
	表示面積	広告物にあっては3平方メートル以内。ただし、ワンポイントマーク(1平方メートル以内)を表示する場合にあっては2平方メートル以内とする。	広告物にあっては3平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては1平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)につき10平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては、1平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面につき20平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては、3平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面につき20平方メートル以内。ただし、商工業地域等にあっては有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20平方メートル未満のときは、20平方メートル)以内。ワンポイントマークにあっては、3平方メートル以内
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
	基数	1 広告物にあっては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	1 広告物にあっては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの			

広告塔	野立広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数					前面道路につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		
	敷地内広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで9メートル以下	地上から上端まで12メートル以下
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内
		後退距離	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			

	屋上 広告塔	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき15平方メートル以内かつ合計60平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は5メートル以内かつ最大投影幅は7メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内
		位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
壁面突出 広告物	高さ	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで9メートル以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで12メートル以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上	
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計3平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき5平方メートル以内かつ合計10平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計20平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計20平方メートル以内	
	出幅	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内かつ敷地境界から1メートル以内	
	基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20平方メートル以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。	

置看板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内
	位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。
	基数	敷地につき2基	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基	前面道路につき2基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
のぼり旗(条例第八条第一項第二号の国若しくは地方公共団体又は第四条第二項第二号の公共的団体が公共的的目的をもって表示し、又は設置するものを除く)	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上

のぼり旗(条例第八条第一項第二号の国若しくは地方公共団体又は第四条第二項第二号の公共的団体が公共的 목적をもつて表示し、又は設置するものに限る)		高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
		表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
		位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上
はり紙		表示面積	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
はり札		表示面積	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
立看板		表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
		設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。
広告幕	懸垂幕	長さ	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下
		幅	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下
	横断幕	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上

		設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。
電柱、街灯柱等を利用する広告物	巻付広告	高さ	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下
		表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
	袖看板	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上
		規格	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下
車両に表示される広告物	鉄道車両及び路線バス	位置	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
	大型の車両(鉄道)	規格	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内
		数量	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内

	車両及び路線バスを除く。)	表示方法	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
	上記以外の車両	規格	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下
		数量	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内
		表示方法	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
アドバルーン		規格	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
アーチ		高さ	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上

	設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。
サインポール	高さ	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上
	規格	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下
アーケード 添加広告物	高さ	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上
	規格	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。

備考

- 「自然保全型地域」とは、知事が指定する地域のうち、条例第3条に規定する地域又は場所(以下「禁止地域」という。)、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域及び田園調和型沿線地域を除いた地域をいう。
- 「自然保全型沿線地域」とは、禁止地域及び市街地形成型地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 「田園調和型地域」とは、禁止地域、自然保全型地域、自然保全型沿線地域、田園調和型沿線地域及び市街地形成型地域を除く地域をいう。
- 「田園調和型沿線地域」とは、禁止地域、市街地形成型地域及び自然保全型沿線地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 「市街地形成型地域」とは、禁止地域を除く用途地域及び産業団地又は工業団地の区域(用途地域を除く。)で知事が指定する区域をいう。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市政策課

許認可等の内容	広告物等の変更等の許可	都 No. 3 3
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		栃木県屋外広告物条例第 1 4 条第 1 項
審査基準	関係条項	栃木県屋外広告物条例施行規則第 2 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 2 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 2 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

栃木県野外広告物条例第5条の禁止地域等以外での広告物等表示の許可に関する審査基準

広告物の種類		区分 基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
広告板	野立 広告板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下
		表示面積	1面につき0.5平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき10平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。	1 前面道路(事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。)につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		
	敷地内	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで9メートル以下	地上から上端まで12メートル以下

	広 告 板	表示面 積	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき10平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき10平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき20平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき20平方 メートル以内か つ表裏各1面以内
		道路か らの後 退距離	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出す場合は、出 幅にあつては道 路境界から1メー トル以内、地上か ら下端までの高 さにあつては車 道上4.5メートル 以上、歩道上2.5 メートル以上と する。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	前面道路につき1 基	敷地につき2基又 は前面道路につ き1基
		特殊装 置	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの			
	屋 上 広 告 板	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又 は建築物の高さ の3分の1以下で 最高6メートル	3メートル以下又 は建築物の高さ の3分の1以下で 最高6メートル
		表示面 積	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき3平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき15平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき60平方 メートル以内か つ表裏各1面以内	1面につき60平方 メートル以内か つ表裏各1面以内
		位置	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。	建築物からはみ 出さないこと。
		基数	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて 表示することは できない。	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて 表示することは できない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示すること はできない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示するとは できない。	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せ て表示すること はできない。
		特殊装 置	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの	光源の点滅を伴 わないもの		

壁面広告物	高さ	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9メートル以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては3階窓下以下かつ9メートル以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等(都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに産業団地又は工業団地の区域(用途地域を除く。)で知事が指定する区域をいう。以下同じ。)における広告物にあっては高さの制限はない。
	表示面積	広告物にあっては3平方メートル以内。ただし、ワンポイントマーク(1平方メートル以内)を表示する場合にあっては2平方メートル以内とする。	広告物にあっては3平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては1平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)につき10平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては、1平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面につき20平方メートル以内。ワンポイントマークにあっては、3平方メートル以内	広告物にあっては有効壁面につき20平方メートル以内。ただし、商工業地域等にあっては有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20平方メートル未満のときは、20平方メートル)以内。ワンポイントマークにあっては、3平方メートル以内
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
	基数	1 広告物にあっては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	1 広告物にあっては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあっては有効壁面につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの			

広告塔	野立広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数					前面道路につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		
	敷地内広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで9メートル以下	地上から上端まで12メートル以下
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内
		後退距離	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			

	屋上 広告塔	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき15平方メートル以内かつ合計60平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は5メートル以内かつ最大投影幅は7メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内
		位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
壁面突出 広告物	高さ	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで9メートル以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで12メートル以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上	
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計3平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき5平方メートル以内かつ合計10平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計20平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計20平方メートル以内	
	出幅	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内かつ敷地境界から1メートル以内	
	基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20平方メートル以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。	

置看板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内
	位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。
	基数	敷地につき2基	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基	前面道路につき2基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
のぼり旗(条例第八条第一項第二号の国若しくは地方公共団体又は第四条第二項第二号の公共的団体が公共的的目的をもって表示し、又は設置するものを除く)	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上

のぼり旗(条例第八条第一項第二号の国若しくは地方公共団体又は第四条第二項第二号の公共的団体が公共的 목적をもつて表示し、又は設置するものに限る)		高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
		表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
		位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上
はり紙		表示面積	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
はり札		表示面積	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
立看板		表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
		設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。
広告幕	懸垂幕	長さ	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下
		幅	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下	1.4メートル以下
	横断幕	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上

		設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。
電柱、街灯柱等を利用する広告物	巻付広告	高さ	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下
		表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
	袖看板	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上
		規格	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下
車両に表示される広告物	鉄道車両及び路線バス	位置	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
	大型の車両（鉄道）	規格	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内
		数量	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内

	車両及び路線バスを除く。)	表示方法	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
	上記以外の車両	規格	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下
		数量	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内
		表示方法	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
アドバルーン		規格	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下	気球の直径にあつては3メートル以下、添架装置の綱にあつては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにあつては45メートル以下
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
アーチ		高さ	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあつては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上

	設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。
サインポール	高さ	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上
	規格	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下
アーケード 添加広告物	高さ	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上	地上から下端まで2.5メートル以上
	規格	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。

備考

- 1 「自然保全型地域」とは、知事が指定する地域のうち、条例第3条に規定する地域又は場所(以下「禁止地域」という。)、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域及び田園調和型沿線地域を除いた地域をいう。
- 2 「自然保全型沿線地域」とは、禁止地域及び市街地形成型地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 3 「田園調和型地域」とは、禁止地域、自然保全型地域、自然保全型沿線地域、田園調和型沿線地域及び市街地形成型地域を除く地域をいう。
- 4 「田園調和型沿線地域」とは、禁止地域、市街地形成型地域及び自然保全型沿線地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 5 「市街地形成型地域」とは、禁止地域を除く用途地域及び産業団地又は工業団地の区域(用途地域を除く。)で知事が指定する区域をいう。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市保全課

許認可等の内容	準用河川区域内の土地の占用の許可	都 No. 99
---------	------------------	----------

根拠法令及び条項		河川法第 1 0 0 条において準用する第 2 4 条			
審査基準	関係条項				
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（②）（将来的に申請の対象が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。）			
	参考事項				
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日変更（※		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市整備課

許認可等の内容	都市公園内の行為の許可	都 No. 130
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市都市公園条例第5条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市都市公園条例第5条第2項及び第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市都市公園（以下「公園」という。）内の行為の許可の基準 1 公園内の行為の許可申請に対する許可（条例第5条第1項） 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、露店商及び募金その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を使用すること。 (5) 花火その他火気を使用すること。 2 公園内の行為の許可基準（条例第5条第2項） 市長は、次に掲げる場合には前項の許可をしないことができる。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことが予想される場合 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は公園の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められる場合 (3) 従前に許可したときに義務を果たさなかったと認められる場合 (4) 施設の利用に当たり使用料等を納付しない場合 (5) その他市長が公園の利用として適当でないと認めた場合 3 許可の条件 市長は、第1項の許可をするときは、公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 5 年 4 月 1 日変更（※用語の整理） 平成 1 6 年 8 月 1 日変更（※許認可基準の明確化） 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市整備課

許認可等の内容	都市公園の占用の許可	都 No. 133
---------	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市都市公園条例第 1 0 条第 1 項	
審査基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、公衆の利用に著しい支障を及ぼさない場合及び必要やむを得ないと認められる場合に限り、公園の一部の占用を許可することができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)	
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市整備課

許認可等の内容	都市公園の使用料等の分割納付の承認	都 No. 134
---------	-------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市都市公園条例第 1 3 条第 4 項
審査基準	関係条項	鹿沼市都市公園条例第 1 3 条第 1 項から第 3 項まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、年度ごとの使用料等が特に多額である場合その他の理由により、一括して納入させることが困難であると認めるときは、当該年度内において分割して徴収することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市整備課

許認可等の内容	都市公園の使用料等の減免	都 No. 136
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市都市公園条例第 1 5 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、使用料等を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 6 年 8 月 1 日変更 (※許認可基準の明確化) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市保全課

許認可等の内容	道路管理者以外の者が行う工事の承認	都 No. 175
---------	-------------------	-----------

根拠法令及び条項		道路法第 2 4 条
審査基準	関係条項	道路法施行令第 3 条等
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 道路管理者以外の者は、第 1 2 条、第 1 3 条第 3 項、第 1 7 条第 3 項又は第 1 9 条から第 2 2 条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。 2 他の行政機関、私人などが自らの必要に基づいて道路に関する工事又は維持を行う事由が生じ、しかも道路管理上支障がないと認められた場合に承認するものである。 3 鹿沼市道路占用規則（道路工事実施承認工事を含む）に基づく審査を行い、警察署協議を行い、工事実施の回答を得た上での承認を行う。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市保全課

許認可等の内容	道路の占用の許可	都 No. 176
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項		道路法第 3 2 条第 1 項
審査基準	関係条項	道路法第 3 3 条 道路法施行令第 1 0 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、 継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可 を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他こ れらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼ すおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載し た申請書を道路管理者に提出しなければならない。 (1) 道路の占用（道路に前項各号のいずれかに掲げる工作物、物件又 は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。） の目的 (2) 道路の占用の期間 (3) 道路の占用の場所 (4) 工作物、物件又は施設の構造 (5) 工事実施の方法 (6) 工事の時期 (7) 道路の復旧方法 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市保全課

許認可等の内容	道路の占用の許可	都 No. 176
---------	----------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	3 道路管理者は、道路の占有が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。 なお、鹿沼市道路占有規則に基づく審査を行う。
------	-------------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市保全課

許認可等の内容	道路の占用の許可事項の変更の許可	都 No. 177
---------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		道路法第 3 2 条第 3 項
審査基準	関係条項	道路法第 3 3 条 道路法施行令第 1 0 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合には、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる輕易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。 2 道路管理者は、道路の占用が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市保全課

許認可等の内容	水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の許可	都 No. 178
---------	-------------------------	-----------

根拠法令及び条項		道路法第 3 6 条第 1 項
審査基準	関係条項	道路法第 3 2 条第 1 項及び第 3 項、第 3 3 条並びに第 3 6 条第 2 項 道路法施行令第 1 7 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）、工業用水道事業法（昭和 3 3 年法律第 8 4 号）、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）、鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和 4 5 年法律第 7 1 号）、ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第 2 条に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する電気事業者（同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法 に基づくものにあつては同法第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の 1 月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市保全課

許認可等の内容	特殊車両の通行許可	都 No. 182
---------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		道路法第47条の2第1項			
審査基準	関係条項	車両制限令 車両の通行の許可の手続等を定める省令			
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(④)(事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日(休日は含まない。)			
	設定等年月日	平成	9年	10月	1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	建築確認	都 No. 235
---------	------	-----------

根拠法令及び条項		建築基準法第 6 条第 1 項			
審査基準	関係条項				
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (⑤)			
	参考事項	建築基準法、同法施行令及び規則、関連告示、通達、例規、関係法令			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 ～ 3 5 日			
	設定等年月日	平成 1 4 年	4 月	1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	予定道路の指定	都 No. 245
---------	---------	-----------

根拠法令及び条項		建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号
審査基準	関係条項	道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び密集市街地整備法
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 「予定道路」とは、2 に該当する幅員 4 メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6 メートル）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。 2 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 2 0 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	道路の位置の指定	都 No. 246
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項		建築基準法第42条第1項第5号
審査基準	関係条項	建築基準法施行令第144条の4
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。 イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合 ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合 ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合 ニ 幅員が6メートル以上の場合 ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合 (2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。 （裏面へ）
	参考事項	鹿沼市道路位置指定取扱い基準
	設定等年月日	平成14年 7月25日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成15年10月17日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	道路の位置の指定	都 No. 246
---------	----------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。 (4) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。 (5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。
------	---------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	接道義務の例外許可	都 No. 247
---------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		建築基準法第43条第2項
審査基準	関係条項	建築基準法施行規則第10条の3
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないが、次の各号のいずれかに該当する建築物について適用しない。 一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの 2 国土交通省令で定める基準 (1) 国土交通省令で定める特定行政庁が認める基準 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。 二 令第百四十四条の四第一項各号に掲げる基準に適合する道であること。 三 令第百四十四条の四第二項及び第三項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。 (2) 国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。 一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。 イ 第一項第一号に規定する道 法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途以外の用途 ロ 第一項第二号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二(イ)項第二号に掲げる用途 二 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が五百平方メートル以内であること。 (3) 国土交通省令で定める許可基準は次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）に二メートル以上接する建築物であること。 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	接道義務の例外許可	都 No. 247
---------	-----------	-----------

	参考事項	・ 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 1 号認定運用基準 ・ 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可に関する許可基準 ・ 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可に関する包括同意基準
	設定等年月日	平成 1 4 年 7 月 2 5 日設定 平成 3 0 年 9 月 2 5 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 2 0 ~ 6 0 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	接道義務の例外許可	都 No. 247
---------	-----------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	
------	-------------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	長期優良住宅建築等計画の認定	都 No. 331
---------	----------------	-----------

根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項
審査基準	関係条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所管行政庁は、前条第1項から第7項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。 (2) 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 (3) 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。 (4) 当該申請に係る住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。 (5) 前条第1項、第2項又は第5項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 (6) 前条第3項又は第4項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。 ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。 (7) 前条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 (8) その他基本方針のうち第4条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであること。
	参考事項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令、施行規則、告示 鹿沼市長期優良の普及の促進に関する法律施行細則

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	長期優良住宅建築等計画の認定	都 No. 331
---------	----------------	-----------

標準処理期間	設定等年月日	平成 2 1 年 6 月 4 日設定 令和 4 年 2 月 2 0 日変更(※ 法第6条第1項第4号の追加) 令和 4 年 1 0 月 1 日変更(※ 法第6条第1項第7号の追加)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (④) (事案ごとの裁量が大きく、規準の設定が困難であるため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	都 No. 332
---------	-------------------	-----------

根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項
審査基準	関係条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する第 6 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所管行政庁は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の変更の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。 (2) 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 (3) 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。 (4) 当該申請に係る住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。 (5) 前条第 1 項、第 2 項又は第 5 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 (6) 前条第 3 項又は第 4 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を 30 年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。 ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。 (7) 前条第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 (8) その他基本方針のうち第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる事項に照らして適切なものであること。
	参考事項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令、施行規則、告示 鹿沼市長期優良の普及の促進に関する法律施行細則

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	都 No. 332
---------	-------------------	-----------

	設定等年月日	平成 2 1 年 6 月 4 日設定 令和 4 年 2 月 2 0 日変更(※ 法第 6 条第 1 項第 4 号の追加) 令和 4 年 1 0 月 1 日変更(※ 法第 6 条第 1 項第 7 号の追加)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 日(休日は含まない。) 未設定(②)(将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、 又は申請がまれであって、あらかじめ期間設定が困難であるため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	譲渡人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅 建築等計画の変更	都 No. 333
---------	--	-----------

根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項
審査基準	関係条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第2項及び第4項において準用する第6条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所管行政庁は、第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者が、同項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したとき、又は第5条第4項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。 (2) 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 (3) 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。 (4) 当該申請に係る住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。 (5) 前条第1項、第2項又は第5項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 (6) 前条第3項又は第4項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。 ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。 (7) 前条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 (8) その他基本方針のうち第4条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであること。
	参考事項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令、施行規則、告示 鹿沼市長期優良の普及の促進に関する法律施行細則

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容	譲渡人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅 建築等計画の変更	都 No. 333
---------	--	-----------

	設定等年月日	平成21年 6月 4日設定 令和 4年 2月20日変更(※ 法第6条第1項第4号の追加) 令和 4年10月 1日変更(※ 法第6条第1項第7号の追加)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日(休日は含まない。) 未設定(②)(将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、 又は申請がまれであって、あらかじめ期間設定が困難であるため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	計画認定の取消し	都 No. 335
----------	----------	-----------

根拠法令及び条項		長期優良の普及の促進に関する法律第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定長期優良住宅建築等計画（第 5 条第 4 項の規定による認定の申請に基づき第 6 条第 1 項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 6 月 4 日設定 令和 4 年 2 月 2 0 日変更（※ 法律第 1 4 条第 3 号の追加 ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		低炭素建築物新築等計画の認定	都 No. 346
---------	--	----------------	-----------

拠法令及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 3 条第 1 項	
審査基準	関係条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所管行政庁は、前条第 1 項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。 (2) 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。 (3) 前条第 2 項第 3 号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。	
	参考事項	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令、施行規則、告示 鹿沼市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則	
	設定等年月日	平成 2 4 年 1 2 月 4 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (④) (事案ごとの裁量が大きく、規準の設定が困難であるため)	
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 352
---------	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第10条
審査基準	関係条項	鹿沼市市営住宅条例6条、第6条の3、第8条及び第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	○入居者の資格(第6条) 1 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第1号及び第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、その者が入居者の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)であること。 (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 法第23条第1号イに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 259,000円 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 259,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) 地方税を滞納していない者であること。 (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団(裏面1へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 6年 4月 1日変更 令和 7年 1月 1日変更
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 352
---------	------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (6) 現に同居し、又は同居しようとする者がいない場合にあっては、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。 2 第1項第2号アに規定する法第23条第1号イに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 入居者又は同居者にア又はイに該当する者がある場合 ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 (イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度 (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度 イ 次のいずれかに該当する者 (ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの (イ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (ウ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
------	---------------------	--

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 352
---------	------------	-----------

	(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 (3) 同居者に18歳未満の者がある場合 (4) 夫婦のみの世帯において、そのいずれか一方が45歳以下の者である場合 3 高齢者専用住宅に入居することのできる者は、第1項に定める条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 高齢者単身世帯では60歳以上の単身者、高齢者世帯又は夫婦世帯では60歳以上の親子、姉妹等の2人からなる世帯(夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば足りる。)であること。ただし、市長が住宅需要を鑑み、特に必要と認めるときは、障害者(次のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。)の単身世帯、障害者のみからなる世帯、障害者とその配偶者のみからなる世帯又は障害者と高齢者(60歳以上)若しくは高齢者夫婦(夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば足りる。)のみからなる世帯であること。 ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの (ア) 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度 (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度 (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度 イ 前項第1号アに規定する程度の障害がある者 ウ 前項第1号イ(ア)に該当する者 エ 前項第1号イ(イ)に該当する者 (2) 日常生活を遂行する能力があり、自立して生活が営める程度に健康であること。 (3) 家族による援助が困難であること。 4 市長は、入居の申込みをした者が第1項第1号に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該
--	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 352
		職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 352
---------	------------	-----------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	○更新住宅の入居資格(第 6 条の 3) 1 第 6 条(第 1 項第 5 号を除く。)の規定にかかわらず、更新住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものとする。 (1) 改良住宅建替事業の施行に伴い住宅を失った者 (2) 改良住宅建替事業計画の承認の日以後に当該事業区域内において災害により住宅を失った者 2 前項に規定する者が更新住宅に入居せず、又は入居した後、転居、死亡等の理由によって当該更新住宅に居住しなくなった場合においては、第 6 条第 1 項に規定する資格を有する者を更新住宅の入居資格者とする。 (裏面 3 へ)

(裏面 3)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 352
---------	------------	-----------

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	○入居者資格の特例（第8条） 1 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 第6条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 3 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条第1項に規定する居住制限者であって、法第23条第2号に掲げる条件を具備する者については、第6条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる条件を具備する者とみなす。 ○入居者の選考（第10条） 1 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。 (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者 (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。） (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者 2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。 3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。 4 市長は、心身障害者その他の規則で定める者で速やかに市営住宅に入居する必要があるものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。
------	-----------------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容		生活援助員特定公共賃貸住宅の入居者の選考及び決定	都 No. 354
---------	--	--------------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第 1 1 条	
審査基準	関係条項	鹿沼市市営住宅条例第 7 条及び第 1 1 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	○生活援助員特定公共賃貸住宅の入居資格 (第 7 条) 生活援助員特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において市長が当該住宅への入居が適当であると認めた者 ○生活援助員特定公共賃貸住宅の入居者の選考及び決定 (第 1 1 条) 生活援助員特定公共賃貸住宅の入居者については、第 7 条の規定に該当する者のうちから市長が決定する。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 0 年 1 月 1 日変更 (※暴力団員の追放に伴う改正) 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (※地域主権改革一括法に伴う改正)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居補欠者の入居順位決定及び入居者の決定	都 No. 355
---------	----------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第 1 2 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 条例第 1 2 条第 1 項「補欠として入居順位を定めて必要と認める数」とは、抽選会等において、順位が第 2 位、第 3 位の 2 名とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	新たな連帯保証人の承認	都 No. 358
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第 1 4 条第 3 項
審査基準	関係条項	鹿沼市市営住宅条例第 1 4 条第 1 項及び第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 連帯保証人は、市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者であって、市長が適当と認めるものでなければならない。 2 連帯保証人になろうとする者が、前項に規定する要件を欠くときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 0 年 1 月 1 日変更 (※第 2 項の特例の追加) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居時に同居していた親族以外の者の同居の承認	都 No. 359
---------	------------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第15条
審査基準	関係条項	公営住宅法施行規則第11条 公営住宅法第32条第1項第1号から第5号まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第27条第5項の規定による承認をしてはならない。 (1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が令第6条第1項に規定する金額(25万9千円)を超える場合 (2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合 2 入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、法第27条第5項の規定による承認をすることができる。 3 法第32条第1項第1号から第5号までの規定 (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。 (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。 (4) 入居者が法第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。 (5) 入居者が法第48条の規定に基づく条例に違反したとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※地域主権改革一括法に伴う改正) 令和 7年 4月 1日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者死亡等における入居承継の承認	都 No. 361
---------	-------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第16条
審査基準	関係条項	公営住宅法施行規則第12条 公営住宅法第32条第1項第1号から第5号まで 公営住宅法施行令第9条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第27条第6項の規定による承認をしてはならない。 (1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合を除く。） (2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額（3参照）を超える場合 (3) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号まで（4参照）のいずれかに該当する者であつた場合 2 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、法第27条第5項の規定による承認をすることができる。 3 令第9条第1項に規定する金額 収入の基準は、31万3千円とする。 4 法第32条第1項第1号から第5号までの規定 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。 (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。 (4) 入居者が第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。 (5) 入居者が第48条の規定に基づく条例に違反したとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成29年 7月26日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の収入の額の認定	都 No. 362
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第18条第3項
審査基準	関係条項	公営住宅法施行規則第7条 公営住宅法第16条第1項 公営住宅法施行令第1条第3号 鹿沼市市営住宅条例第6条第2項及び第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法第16条第1項に規定する入居者からの収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。 (1) 当該入居者に係る収入 (2) 当該入居者又は同居者が法第23条第1号イに規定する条例で定める場合に該当する場合には、その旨(3参照) 2 入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令第1条第3号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。ただし、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第2項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類(前項の規定により提出する書面を除く。)と同一の内容を含む特定個人情報(同法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。)を利用することができる時、又は同法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けるときは、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。 (1) 令第1条第3号イからトまでに規定する額を控除する場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類 (2) 前項第2号に該当する場合 当該入居者又は同居者が法第23条第1号イに規定する条例で定める場合に該当する旨を証する書類 3 (1) 入居者又は同居者にア又はイに該当する者がある場合 ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度 (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※地域主権改革一括法に伴う改正) 令和 7年 4月 1日変更(※)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容		入居者の収入の額の認定		都 No. 362		
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。)				
		未設定 (④) (事案関係の認定に難易差が大きく、期間設定が困難なため。)				
	設定等年月日	平成 年 月 日	設定			
		平成 年 月 日	変更 (※	)		
		平成 年 月 日	変更 (※	)		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の収入の額の認定	都 No. 362
---------	-------------	-----------

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	イ いずれかに該当するもの (7) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (ウ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等 (2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合 (3) 同居者に 18 歳未満の者がある場合 (4) 夫婦のみの世帯において、そのいずれか一方が 45 歳以下の者である場合
------	---------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	家賃の減免又は徴収猶予の認定	都 No. 363
---------	----------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第19条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合において、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は当該入居者と同居している者(以下「同居者」という。)の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) 婚姻によらないで父又は母となった入居者であって現に婚姻をしていないものが未成年者を扶養しているとき。 (5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 6 年 3 月 2 0 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	模様替え等の承認	都 No. 367
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第 3 0 条第 1 項ただし書
審査基準	関係条項	鹿沼市市営住宅条例第 3 0 条第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容		収入超過者としての認定	都 No. 368
---------	--	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第31条第1項	
審査基準	関係条項	鹿沼市市営住宅条例第6条第1項第2号及び第3項並びに第18条第3項 公営住宅法第8条第1項及び第3項 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、毎年度、第18条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額(2参照)を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2 第6条第1項第2号の金額 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 法第23条第1号イに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合(3参照) 259,000円 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 259,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 3 法第23条第1号イに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定めるもの (1)入居者又は同居者にア又はイに該当する者がある場合 ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの (裏面へ)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 6年 4月 1日変更 令和 7年 1月 1日変更	
	標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日(休日は含まない。) 未設定(④)(事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)
設定等年月日		平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	収入超過者としての認定	都 No. 368
---------	-------------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度 (ウ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害の程度に相当する程度 イ いずれかに該当するもの (ア) 戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法律第 168 号) 第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) 別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの (イ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第 117 号) 第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (ウ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの (イ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成 13 年法律第 63 号) 第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等 (2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合 (3) 同居者に 18 歳未満の者がある場合 (4) 夫婦のみの世帯において、そのいずれか一方が 45 歳以下の者である場合
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	高額所得者としての認定	都 No. 369
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第 3 1 条第 2 項
審査基準	関係条項	鹿沼市市営住宅条例第 1 8 条第 3 項 公営住宅法施行令第 9 条 公営住宅法第 2 9 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、第 1 8 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き政令第 9 条に規定する金額 (2 参照) を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。 2 政令第 9 条に規定する金額 (1) 法第 2 9 条第 1 項に規定する収入の基準は、3 1 万 3 千円とする。 (2) 入居者に配偶者 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) 以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の所得金額に合算する当該同居者の所得金額は、1 2 4 万 8 千円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (④) (事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	駐車場の使用許可	都 No. 374
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営住宅条例第 5 9 条及び第 6 1 条
審査基準	関係条項	鹿沼市市営住宅条例第 1 5 条、第 1 6 条、第 2 5 条から第 3 0 条まで、第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 6 0 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。 (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。 (4) 第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで (2 参照) のいずれの場合にも該当しないこと。 2 第 4 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって入居したとき。 (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。 (3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。 (4) 正当な事由によらないで 1 5 日以上市営住宅を使用しないとき。 (5) 第 1 5 条、第 1 6 条及び第 2 5 条から第 3 0 条までの規定に違反したとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容	市営住宅等の敷地の目的外使用の許可	都 No. 377
---------	-------------------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容		入居者の選考及び決定	都 No. 396
---------	--	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例第 9 条	
審査基準	関係条項	鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例第 6 条、第 7 条及び第 9 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 入居者の資格 若年勤労者用住宅に入居することができる者は、勤労者であって、次の各号の条件を具備するものでなければならない。 (1) 自ら居住するための住宅を必要とする者であること。 (2) 入居時において次のいずれかに該当する者であること。 ア 若年勤労者であること。 イ 同居しようとする 45 歳以下の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。 ウ 同居者に義務教育終了までの子があること。 (3) 入居しようとする者（同居者を含む。以下同じ。）が市外に住所を有するときは、若年勤労者用住宅に入居後速やかに本市への転入の手続きができること。 (4) 地方税を滞納していない者であること。 (5) 入居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 2 入居者の資格の特例 市長は、1 (1) から (5) までの規定にかかわらず、災害等により住宅を失い、かつ、住宅に困窮している者を若年勤労者用住宅に入居させることができる。 3 入居者の選考 市長は、前条の規定により入居の申込みをした者のうちから入居者を選考するものとする。この場合において、入居の申込みをした者の数が入居させるべき若年勤労者用住宅の戸数を超えるときは、公開抽選により入居者の選考を行うものとする。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 令和 7 年 1 月 1 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）	

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 396
---------	------------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	
------	-------------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築課

許認可等の内容	入居者の選考及び決定	都 No. 396
---------	------------	-----------